

CDNサービスによる違法情報の流通

弁護士 森 亮二



目次

- 海賊版サイトとCDN
- その他違法情報とCDN
- インターネットリソースと法的責任の所在

海賊版サイト対策

海賊版サイトの特色 — 運営者

海賊版サイトの運営主体については、ABJの調査によると、2021年12月のアクセス数上位10サイトのうち、運営者がベトナムに拠点を置くと推測される海賊版サイト(以下「ベトナム系海賊版サイト」という。)のアクセス数の合計が約3.1億アクセスとなっており、特定の国において運営される海賊版サイトの影響が大きいことがわかる。なお、トップ3サイト閉鎖後の2022年4月のアクセス数上位10サイトのうちベトナム系海賊版サイトのアクセス数の合計が約5千万アクセスとなっており、一定程度大きい影響を持つ。

海賊版サイトの特色 — その他

大手海賊版サイトの特徴について、本人確認の必要がないCDNや通信サービスを利用していること、「防弾ホスティング」と呼称されるサービスを通じてオリジンサーバを秘匿すること、VPN 接続や Tor の利用により IP アドレスから発信者が特定されないようにしていること、著作権侵害通知に応じない CDN やサーバ会社を利用し、契約解除やキャッシュ削除などによるサイト閉鎖等を回避していることが挙げられるとの指摘や、海賊版サイトは本人確認が必要のないサービスを好んで使うため、虚偽の氏名や住所しか出てこないという可能性もあることについて指摘があった

2国間協議

2021年(令和3年)12月、日ベトナム ICT 共同作業部会において、日本における海賊版対策の取組内容や発信者情報開示制度及びその制度改正内容について伝えるとともに、海賊版対策の一環として発信者特定のための同様の制度整備を提案した。同部会では、ベトナムにおける海賊版サイト運営者の身元に関する情報が情報通信当局やネットワーク技術者のコミュニティにおいてあれば、ベトナム捜査当局に共有するよう依頼した。ベトナム側からは発信者情報開示制度について詳細情報の共有がほしいとの回答があり、サイト運営者の身元に関する情報について、引き続き情報共有等の協力を進めることとなった。

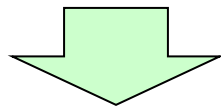
ドメイン名不正利用対策－ICANNとの協議

ICANN70～73(2021年3月～2022年3月)の各会合において、総務省から、ICANNとの契約を遵守していないレジストラの事例や、海賊版サイトを継続的に運営する者が用いている手法として「レジストラホッピング」や「ドメインホッピング」があることを紹介し、問題提起するとともに、ドメイン名不正利用への対策として、レジストリ・レジストラに対してICANNとの契約遵守を徹底するための方策や、ICANN内の他組織と連携した対応策の検討などを提案した。

総務省は、2021年9月、ICANNのCEOであるGoran Marby氏と海賊版サイトが利用しているレジストラへの対応について意見交換を実施しており

発信者情報開示制度の改正

従来、海外企業に対する発信者情報開示請求は、大使館などを
経由する送達手続に長い時間を要したが、新設する非訟手続では、
海外企業に対してEMS等での申立書の送付などより簡易な申立
てが可能となるため、海賊版サイトによる著作権侵害についても、海
外企業に対する発信者情報開示の申立ての簡易化による事件の
迅速な処理が期待される。



奏功していないという噂も...

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方
策に関する検討会「現状とりまとめ」令和4年9月16頁

広告対策 — ABJの発表

四半期ごとに一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(以下「CODA」という。)に対して海賊版サイトのリストを提出し、広告出稿停止の取組を行っている。その結果、広告業界の業界団体に加盟するクライアントの広告は当該海賊版サイトにおいてほぼ表示されなくなったかわりに、不法行為をいとわない海外の広告事業者の広告が表示されるようになった。

広告対策 — JIQDAC自主認証

広告関係3団体は、2021年3月にデジタル広告品質認証機構(以下「JICDAQ」という。)を設立し、同年4月から認証事業を開始した。無効トラフィック対策とブランドセーフティに関わる業務プロセスの認証基準に沿って適切に業務を行っている事業者を認証し公開することで、市場の信頼の向上を目指している。JICDAQではJIAAのガイドラインを基に、ブランドセーフティ認証基準と無効トラフィック対策認証基準を定めており、認証に当たって、一般社団法人日本ABC協会を検証・確認を行う第三者機関として、広告事業者の業務プロセスにおける品質確保について、公正かつ客観的な判断を行っている。

ブロッキング

本検討会第5回会合において、日本漫画家協会から、ストリーミングサイトに関しては有効な対策がないため、どうしてもサイトブロッキングと考へたくなるが、日本漫画家協会では、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があり、国民の生活に直接影響するサイトブロッキングに対して、これを漫画家の権利を守るためという理由で導入することに大きな違和感を抱いている、ブロッキングは諸刃の剣になりかねないと危惧していると発表があった。

CDN

海賊版サイトが CDN を利用するメリットは、①オリジンサーバが送信するデータ量を減らすことができること、②閲覧者のアクセス速度を速くすることができること、③オリジンサーバの IP アドレスを外から見えなくすることができることの3つがあり、これらのメリットから、海賊版サイトの運営者は、コスト削減等の効果を得て海賊版サイトの運営を可能にしているとの指摘があった。さらに、2021年12月の月間アクセス数トップ10のうち9サイトがクラウドフレアの CDN サービスを利用しているが³⁹、それは、クラウドフレアの CDN サービスが大規模、無料サービスが充実、本人確認が緩い、事後対応が緩いという4つの特徴により、海賊版サイトにとって非常に使い勝手が良いものとなっているのではないかと^{40 41}いった指摘があった。

CDN

2021年12月の月間アクセス数トップ10のうち9サイトがクラウドフレアの CDN サービスを利用しているが³⁹、

- 39 クラウドフレアからの意見募集手続時の補足によれば2021年12月における漫画の海賊版サイト上位10位のリストに含まれるドメインのうち6ドメインは、2021年12月の時点で、クラウドフレアのサービスを利用していないとのことであった。

CDN

海賊版サイトにとって非常に使い勝手が良いものとなっているのではないかと指摘があった⁴⁰ ⁴¹。

- 41 本検討会第6回会合において、上沼構成員から「問題の10サイトのうち9サイトが特定の CDN 事業者であることを考慮すると、CDN の運用一般を改善する必要があるのではなく、特定の CDN 事業者の問題があるということではないかと思われる。例えば、身元確認を厳密に行わないなどの対応は、違法な商売をしようとする人たちを集めているという評価も可能ではないかと思う」との指摘があった。

CDN — 今後の方向性

CDN サービス自体はインターネットの安定的な運用に不可欠であるが、海賊版サイトへの集中的なアクセスを可能にする CDN サービスについて、巨大海賊版サイト閉鎖後の後継サイトや新興サイトが、設備投資を経ずに急速に成長することを可能にしているという指摘がある。

海賊版サイトの運営を困難にさせる観点から、総務省は、(中略)利用規約などにおける著作権侵害目的での利用の禁止、サービスの利用目的の確認といった事前の対応、利用規約違反が明らかになった場合の利用規約等に基づくキャッシュの削除やサービス停止などの仕組みの確実な実施など事後の対応といった、CDN サービス事業者による自社サービスが著作権侵害サイトに悪用されることを防止するための取組が着実に図られるように促すことが必要である。

CDN — 今後の方向性

総務省は、実態を踏まえた上で、(中略)同社に対し、自らの提供するサービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった、同社が利用規約等に定めている対応を促す必要がある。また、同社は、海賊版サイトによる不正利用への対応が不十分であるという指摘を踏まえ、利用規約に基づく対応が適切に行われているか、例えば、権利者や第三者からの削除要請等の違反申告受付態勢、運用とその結果について、適切な説明を行う必要がある。

CDN — クラウドフレアのご意見

Cloudflare は、著作権者の保護に真剣に取り組んでおりますが、同時に、この分野における当社の経験を通して、CDN およびサイバーセキュリティ関連のサービスプロバイダーはインターネット上の著作権侵害に対処する上で適切な立場に置かれていないと考えております。ホスティングサービス事業者、レジストラ、およびインターネットアクセスプロバイダーとは異なり、CDN サービスは Web サイトをインターネット上で提供する上で必須のサービスではございません。そのため、Cloudflare および他の類似のプロバイダーは、自らがホスティングしていないコンテンツをインターネットから除去することはできません。現状とりまとめ案では、

Cloudflare のようなサービスプロバイダーがこの問題について中心的な役割を担うべきだとされておりますが、かかる提言には重大な誤解が複数含まれております。

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 現状とりまとめ(案)」に対する意見募集結果16頁

その他の違法情報

詐欺サイト

- 詐欺サイトとは、ECサイトを装って入金などさせるサイト
- 某消費者相談窓口における詐欺サイトに関する相談の対象ドメイン130強のうち、クラウドフレアの占める割合は6割以上。



ホーム > ニュース > 科学・IT

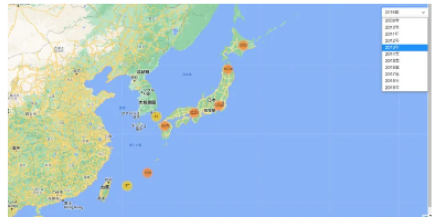
破産者情報サイト、国が「閉鎖勧告」も動かず... CDNが隠れみのに

問題のサイトは、官報に掲載された2009年から19年までの自己破産した人の情報を地図上に示して公表している。

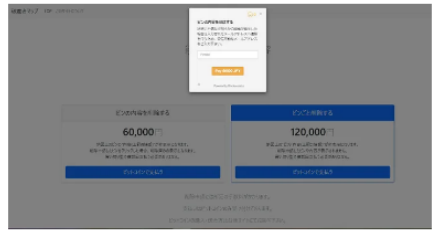
読売新聞の新常識 [お申し込みはこちら](#)

[新聞](#)
 [デジタル](#)
 [ホトク](#)

2022/07/28 18:09 編集委員若江雅子

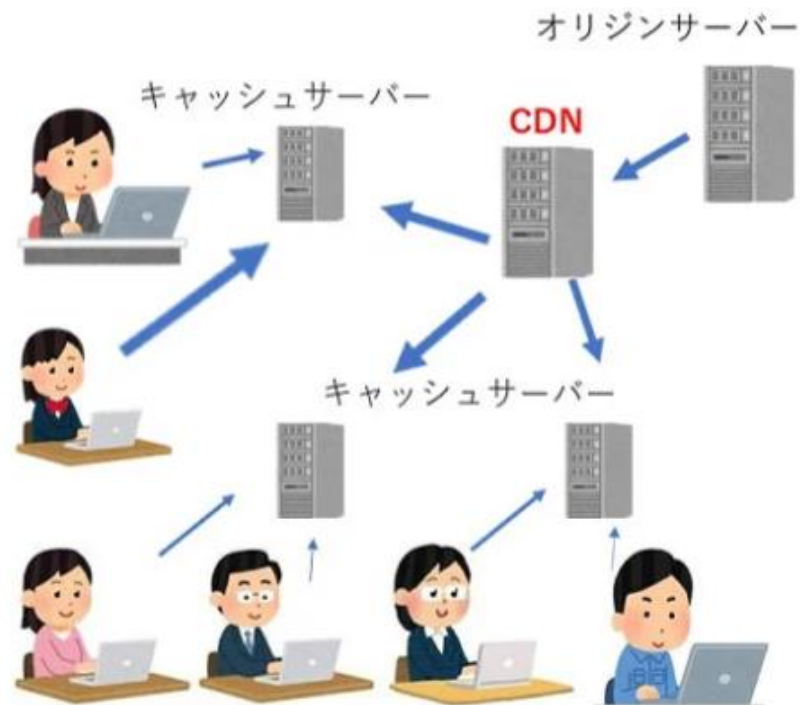
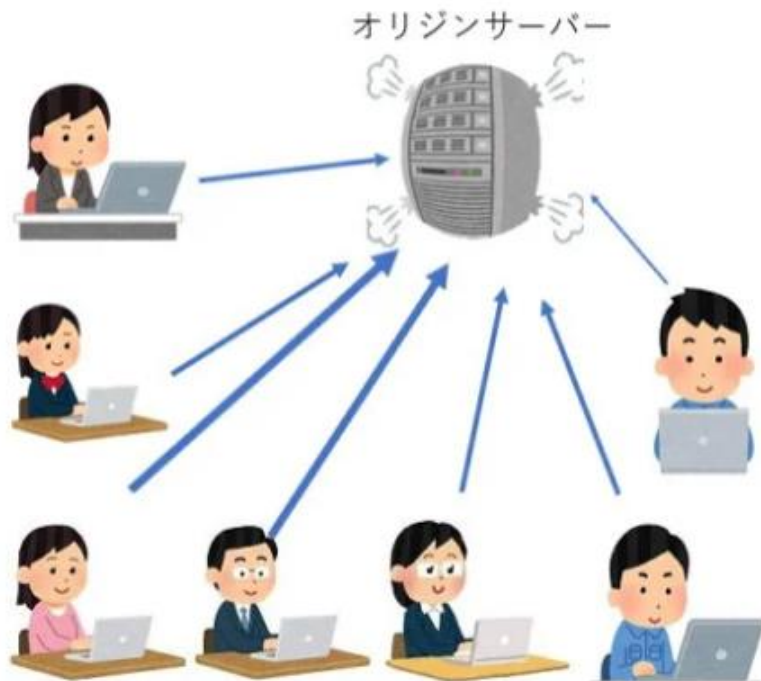


地図上に自己破産した人の住所などが記されている



削除するには暗号資産での支払いを要求される

ピンをクリックすると名前や住所と共に「削除申請はこちら」の表示が出て、6万から12万円をビットコインで支払えば削除する、とうたっている。



ただ、その仕組み上、エンドユーザー側から見えるのは、CDN事業者のサーバーのアドレスだけ。このため、運営者が身元隠しに悪用することも可能になってしまう。

委員会は6月27日、このサイトが使っているCDN事業者、米国のクラウドフレア社に契約者情報を開示するよう任意で協力を求めたが、応じてもらえなかった。

委員会によれば、クラウドフレア社は「我々は媒介者であり、顧客に関する情報は裁判所の命令や召喚状等の要求がない限り開示できない」と説明したという。読売新聞はクラウドフレア社に事実関係の確認のため質問を送ったが、期限までに回答はなかった。

破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和4年7月20日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、本日、多数の破産者等の個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に反して取り扱っているウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の運営者（以下「本件事業者」という。）に対し、個人情報保護法第145条第1項に基づき、以下のとおり本件ウェブサイトを通じて個人データの提供を直ちに停止するよう勧告した。

1. 勧告の理由

- (1) 本件ウェブサイトでは、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人の氏名及び住所といった個人データ（個人情報）が、不特定多数の者による当該個人に対する財産的・人情的差別が誘発されるおそれがあることが十分に予想できるにもかかわらず、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されており、もって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報が利用されていることから、個人情報保護法第19条に違反する事実がある。
- (2) 本件ウェブサイトでは、上記の方法により個人情報が利用されているにもかかわらず、当該個人情報の取得後速やかにその利用目的が本人に通知され又は公表されていないことから、個人情報保護法第21条第1項に違反する事実がある。
- (3) 本件ウェブサイトでは、上記のとおりインターネット上において個人データが不特定多数の者から閲覧可能な状態に置かれており、もって、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データが第三者に提供されていることから、個人情報保護法第27条第1項に違反する事実がある。
- (4) 上記1から3までの事実があることから、個人の権利利益を保護するため本勧告を行う必要がある。

2. 勧告事項等

当委員会は、上記1記載の理由により、令和4年7月20日付けで本件事業者に対し本件ウェブサイトを通じて個人データの提供を停止するよう勧告を実施した。

なお、本件事業者に対しては個人情報保護法第169条に基づく公示送達の手続きをとっている。

以上

結局、委員会は、運営者に勧告文を送付する通常の手続きを諦め、対象者を「氏名等不詳」としたまま、裁判所前に文書を貼り出す「公示送達」という手続きを選ばざるを得なかった。運営者が勧告の事実を把握しているかどうかは不明だが、執筆時点でサイト閉鎖には至っていない。破産経験者が過去を知られるかもしれないと^{おび}怯える状態は、解消されないままだ。

氏名不詳で刑事罰は科せるか、過去にも類似サイト

例えば、やはり米国のCDN事業者のアカマイ社は、著作権者側からの削除要請には内容を確認の上、任意で応じている。一方で、クラウドフレア社の場合、「裁判所などが著作権侵害を正式に認めない限り削除できない」などとして応じてこなかった。

トランプ氏支持者『追放』が見せた現実

2019年からネット上の違法有害情報の対策を検討してきた総務省の有識者検討会「プラットフォームサービスに関する研究会」では、これまで、主にGoogleやメタ（旧フェイスブック）、ツイッターなどのプラットフォーム事業者に対して対応を求めてきた。

だが、インターネット環境が複雑化する中で、CDN事業者やクラウド事業者といったSNSなどのプラットフォームを下から支える、いわゆる「導管」の役割を果たす事業者が影響力を増し、彼らの協力がなければ、実効性が十分に上がらなくなっている。

善きにつけ悪しきにつけ、その影響力の大きさを見せつけたのが、2021年1月の米連邦議会占拠事件を巡る騒動だったといえるだろう。

事件をおおるような発言を繰り返すトランプ氏のアカウントが、ツイッターやフェイスブックによって凍結されたことはあまりに有名だが、この時、SNSを利用していた1000万人以上のユーザーが、クラウド事業者らからそっぽを向けられ、SNSごとインターネットの世界から退場を迫られたことを覚えているだろうか。



「Parler」アプリは行き場を失った(Adobe Stock)

これはトランプ支持者らの人気を集めていた「パーラー (Parler)」というSNSで、事件前後の暴力的な投稿が問題となり、まずGoogleとAppleがアプリ市場から締め出した。さらに、AWS (アマゾン・ウェブ・サービス) もホスティングサービスを打ち切った。するとパーラーの運営が立ち行かなくなり、大量のユーザーが一瞬でインターネットの中の居場所を失うことになったのだ。



事業者に求められる透明性と説明責任

対応の是非については賛否が分かれるかもしれないが、少なくとも、その決定的な影響力を考慮すれば、対応についての事業者の透明性と

新時代のフラッグシップへ。



NEW CROWN 

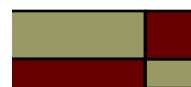
誕生。

対応の是非については賛否が分かれるかもしれないが、少なくとも、その決定的な影響力を考慮すれば、対応についての事業者の透明性とアカウントビリティー（説明責任）の確保が重要になることには異論がないのではないか。

これまで、SNSや検索などのプラットフォームに着目して対応を検討してきた総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」も、より基盤的サービスであるクラウドやCDNなどの影響力に目を向けつつある。

研究会は今月公表した「第二次とりまとめ（案）」で、プラットフォーム事業者による情報削除やアカウント停止などについて、透明性とアカウントビリティー確保のための法的枠組み作りを提言した。今後の検討課題として、CDN、ホスティング、クラウドなどの事業者にも、透明性とアカウントビリティー確保を求めていくことが望ましいと記している。

欧州で成立したデジタルサービス法（DSA）でも、プラットフォーム事業者だけでなく、CDNやホスティング、クラウドなど広範なプレーヤーに対し、インターネット空間の安全と健全さを保つために一定の義務を果たすことを求めている。



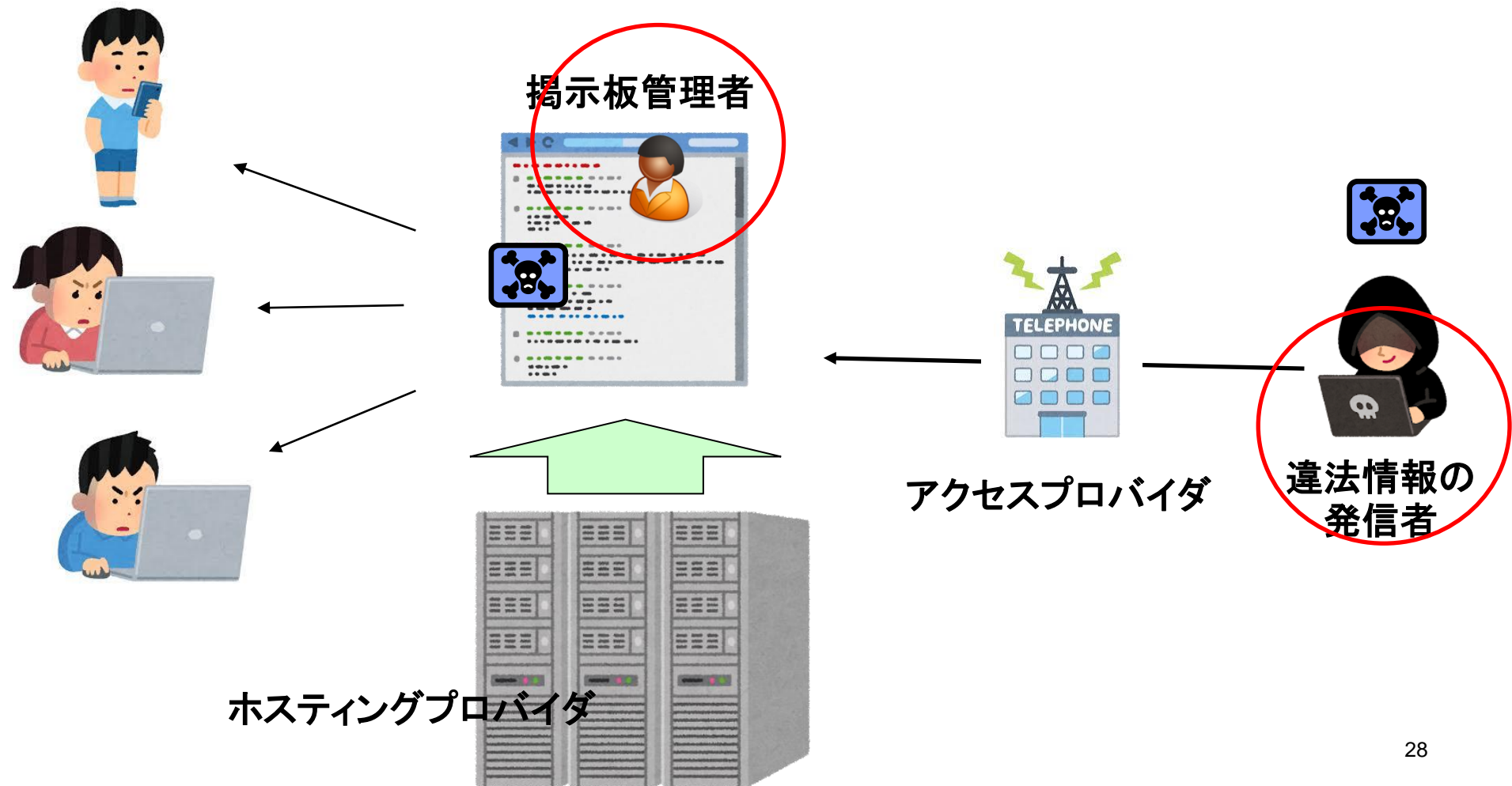


表現の自由との関係から、行政機関が事業者に対して情報削除や発信者情報の開示を義務づけるような法整備はなじまないかもしれない。だが、多岐にわたる関係者が利害を調整するための協力の枠組みがなければ、ネット上の情報空間を守ることが難しくなっていることもまた、否定できないだろう。

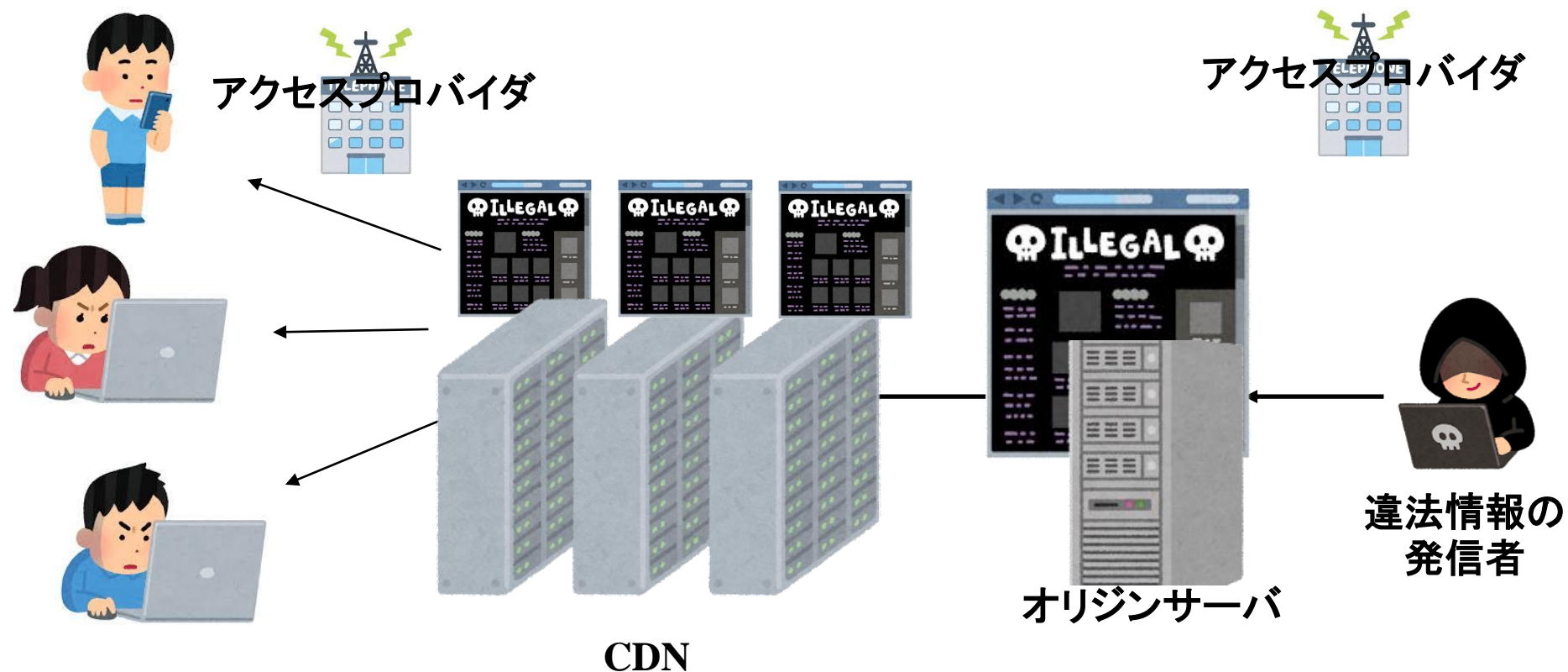
かつて匿名掲示板が^{ひぼう}誹謗中傷の温床として問題視された際、プロバイダ責任制限法で発信者情報開示制度が作られたように、CDNが違法有害情報の温床として知られるようになれば、新しい規制が作られることになるかもしれない。過剰な方向に規制の針を振らさないためにも、対話が必要になりそうだ。

インターネットリソースと法的責任

情報の流通経路 掲示板の書き込み



情報の流通経路 海賊版サイト



ほかに

◆ 検索

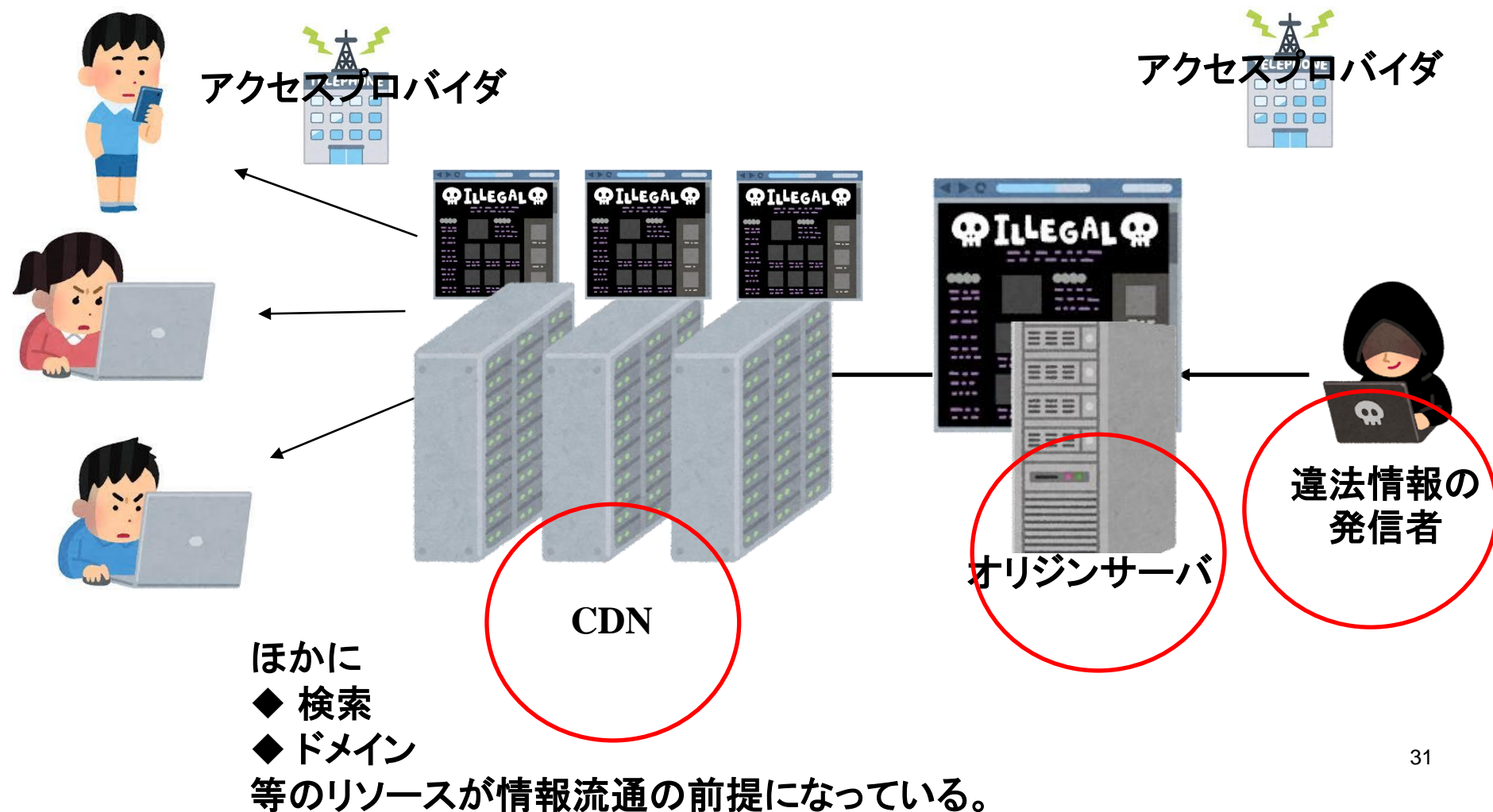
◆ ドメイン

等のリソースが情報流通の前提になっている。

法的責任の所在

- 因果関係のある人すべてが責任を負うわけではない。
- 民事、刑事等の法領域によって責任の所在は異なる。
- 以下のような観点から違法情報と密接な関係にあつて特にその流通防止に責任を負うべき人が決まるのではないか。
 - 流通防止に大きな費用がかからず容易である。
 - 第三者に迷惑が掛からない(通秘とか表現の自由とか)。
 - 違法情報の流通から収益を得ているとみなされる立場にある。

情報の流通経路 海賊版サイト



ご清聴ありがとうございました
